

(別添)

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」実施要綱

第1 目的

本要綱は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、下水道の終末処理場において、脱炭素化に効果的な技術を導入する事業に係る計画の登録等について定め、登録された事業を推進するとともに、先行事例として導入技術の普及展開を行うことで、下水道全体の脱炭素化を推進することを目的とする。

第2 定義

本要綱において「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」とは、カーボンニュートラルの実現に向けて、下水道の終末処理場において省エネルギー、創エネルギー又は再生可能エネルギーに関する技術の導入等を行う事業について定めた計画をいう。

第3 登録の申請

1. 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」を策定し、国土交通省水管理・国土保全局下水道部長（以下「下水道部長」という。）へ登録を申請することができる。
2. 「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」は別添様式により策定するものとする。
3. 1の申請は、各地方整備局長（北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。）を經由するものとする。

第4 登録

下水道部長は、第3の1の申請があった「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」が次に掲げる基準に適合するときは、その登録を行うものとする。

1. 終末処理場における省エネルギー、創エネルギー、再生可能エネルギーに関する技術の導入等を、概ね5年から10年の間で集中的に実施する事業に係る計画であること。
2. 計画で定める取組が処理場全体に適用されたとした場合において、下水及び汚泥の処理において消費する電力及び燃料由来のエネルギー量を、下水汚泥の有効利用等の創エネルギー又は太陽光発電等の再生可能エネルギーにより生み出したエネルギー量が上回る見込みであること。
3. 資金計画及び事業効果に関する算定根拠が明記されていること。

第5 公表

第4の登録を受けた計画を策定した者は、当該登録を受けた計画の概要をウェブサイト等において公表し、積極的な情報発信に努めるものとする。

第6 関連計画との整合

1. 「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」の策定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する地方公共団体実行計画における下水道分野

の取組と整合を図るとともに、関連する他分野の取組との調和に配慮し、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。

2. 第4の登録を受けた計画を策定した者は、当該登録を受けた計画に位置付けた施設を、すみやかに下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する事業計画にも位置付けるなど、関連する計画との整合を図るものとする。

第7 事業の実施

1. 第4の登録を受けた計画に記載された事業（以下「事業」という。）の実施にあたっては、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等を有効に活用するものとする。
2. 第4の登録を受けた計画を策定した者は、毎年1回、当該登録を受けた計画の進捗状況について下水道部長に報告するものとする。

第8 変更

1. 第4の登録を受けた計画を策定した者は、当該登録を受けた計画を変更しようとするときは、下水道部長の登録を受けるものとする。ただし、次のいずれかに該当しない軽微な変更については、この限りでない。
 - (1) 導入技術を変更する場合
 - (2) 各年度の事業スケジュール及び資金計画を変更する場合
 - (3) 下水及び汚泥の処理過程で消費される電力及び燃料由来のエネルギー又は下水汚泥の有効利用等による創エネルギー若しくは太陽光発電等の再生可能エネルギー等により生み出されるエネルギー量を変更する場合
2. 第3の3及び第4から第6までの規定は、1の変更について準用する。

第9 登録の取消

下水道部長は、第4の登録を受けた計画が第4の1から3に掲げる要件を満たさなくなったとき又は当該登録を受けた者から求めがあったときは、当該登録を取り消すものとする。

第10 その他

本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に必要な事項については別途定める。

附則

1. この要綱は、令和4年10月19日から施行する。